

令和6年(ワ)第2744号 損害賠償請求事件

原 告 松竹伸幸

被 告 伊藤 岳

証拠説明書

さいたま地方裁判所第2民事部合議2B係 御中

2025年10月22日

被告訴訟代理人

弁護士	小林 亮淳	印
同	長澤 彰	印
同	加藤 健次	印
同	尾林 芳	印
同	山崎 徹	印
同	山田 大輔	印

乙号証	標目		作成日	作成者	立証趣旨
18	判決書	写し	2025.6.13	東京地方裁判所 民事第34部	日本共産党の市田副委員長が被告とされ、演説会の発言の評価が問題となった判決において、「聴衆がその内容を反復して確認するものではないこと」を考慮に入れて判断がなされていること。(被告準備書面(3)12頁で引用した判決。現在、控訴審に係属。)